

制定 平成18年12月20日 環創温第735号（局長決裁）
最近改正 令和6年4月1日 環創総第989号（局長決裁）

横浜市グリーン電力調達検討委員会要綱

（設置）

第1条 横浜市グリーン電力調達実施要綱第5条第2項の規定に基づき、横浜市グリーン電力調達検討委員会（以下「検討委員会」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 小売電気事業者の評価に関すること
- (2) 電力供給契約における契約資格に関すること
- (3) 本要綱及び横浜市グリーン電力調達実施要綱の改正及び廃止に関すること
- (4) その他検討委員会において特に検討を必要と認める事項

（委員会の構成）

第3条 委員会は次の委員長及び委員で構成する。

委員長	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部 カーボンニュートラル事業推進課の課長
委員	脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部 脱炭素計画推進課の課長
	経済局中央卸売市場本場運営調整課の課長
	下水道河川局下水道施設部施設管理課長
	資源循環局適正処理計画部施設課長
	建築局公共建築部保全推進課の課長
	港湾局建設保全部維持保全課長
	水道局浄水部設備課長
	教育委員会事務局施設部教育施設課の課長

- 2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員会に諮って臨時委員を置くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長が指定した者がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第4条 委員会は必要に応じ委員長が招集し、委員長は委員会の会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員長、委員及び臨時委員の半数以上の出席をもって成立する。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員及び臨時委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合、委員会の成立及び議事の可否の決定については、本条第2項及び第3項の規定を準用する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、各委員の代理人等の関係者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部カーボンニュートラル事業推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月20日から施行する。

この要綱は、平成20年11月26日から施行する。

この要綱は、平成21年11月25日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年10月17日から施行する。

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

この要綱は、平成28年11月10日から施行する。

この要綱は、令和元年9月30日から施行する。

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

この要綱は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。